

保安規程変更届出書

原 発 本 第 7 号
2020年4月7日

原子力規制委員会 殿
経 済 産 業 大 臣
梶 山 弘 志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘
社長執行役員

次のとおり保安規程を変更しましたので、電気事業法第42条第2項の規定により
届け出ます。

変更の内容	別 紙 の と お り
変更年月日	2020年 4月 1日

以 上

変 更 内 容

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正（2020年4月1日施行）、当社組織改正及び記載の適正化に伴い、関連する記載を別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表の変更後欄のとおり変更する。

以 上

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕
新旧比較表

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p data-bbox="398 502 703 539">保 安 規 程</p> <p data-bbox="277 584 822 608">〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕</p> <p data-bbox="405 1125 694 1157">平成30年 12月28日</p> <p data-bbox="427 1190 687 1214">九州電力株式会社</p>	<p data-bbox="1305 502 1610 539">保 安 規 程</p> <p data-bbox="1184 584 1729 608">〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕</p> <p data-bbox="1323 1125 1603 1157">2020年 4月 1日</p> <p data-bbox="1337 1185 1590 1209">九州電力株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="1908 1050 2123 1201">・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正（2020年4月1日施行 検査制度の見直し等）に伴う変更<li data-bbox="1908 1204 2123 1278">・玄海1, 2号機廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更<li data-bbox="1908 1281 2123 1355">・玄海原子力発電所 安全品質保証統括室設置に伴う変更<li data-bbox="1908 1358 2123 1406">・記載の適正化（西暦表記への変更）

変更前	変更後	変更理由												
<p>責任範囲が適切な規模となるよう、原則として次表のとおりとする。 ただし、該当者がいない場合はこれに準じる者を選任することとし、その場合には、主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="259 376 698 494"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>職 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td>次長、課長</td> </tr> <tr> <td>ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>次長、課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第8条 主任技術者は、関係法令等を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の各号に定める職務を責任もって遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者に対し指示、指導・助言を行う。 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、所長を含む関係管理職に対し指示、指導・助言を行う。 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の記録について、予め定めた記録の確認を行う。 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）第43条の3の16に定める定期事業者検査及び原子炉等規制法第43条の3の16に定める定期事業者検査において、予め定めた区分に基づき検査の指導・監督を行う。 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、立ち会う。 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査定期検査には予め定めた区分に基づき検査への立会又は検査記録の確認を行う。 その他保安の監督に必要な職務を行う。 <p>(主任技術者不在時の措置)</p> <p>第9条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等はその職務を代行する者を予め指名しておき、これにあたらせる。</p> <p>2 代行者は、主任技術者不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p> <p>(主任技術者複数の場合の措置)</p> <p>第10条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担は予め定めておく。</p>	種 別	職 位	電気主任技術者	次長、課長	ボイラー・タービン主任技術者	次長、課長	<p>責任範囲が適切な規模となるよう、原則として次表のとおりとする。 ただし、該当者がいない場合はこれに準じる者を選任することとし、その場合には、主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 399 1599 517"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>職 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気主任技術者</td> <td>次長、課長</td> </tr> <tr> <td>ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>次長、課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第8条 主任技術者は、関係法令等を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の各号に定める職務を責任もって遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者に対し指示、指導・助言を行う。 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、所長を含む関係管理職に対し指示、指導・助言を行う。 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の記録について、予め定めた記録の確認を行う。 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）第43条の3の16に定める使用前事業者検査及び原子炉等規制法第43条の3の16に定める定期事業者検査において、予め定めた区分に基づき検査の指導・監督を行う。 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、立ち会う。 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査定期検査には予め定めた区分に基づき検査への立会又は検査記録の確認を行う。 その他保安の監督に必要な職務を行う。 <p>(主任技術者不在時の措置)</p> <p>第9条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等はその職務を代行する者を予め指名しておき、これにあたらせる。</p> <p>2 代行者は、主任技術者不在時には、指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p> <p>(主任技術者複数の場合の措置)</p> <p>第10条 同一事業場に複数の主任技術者を選任する場合、それぞれの業務分担は予め定めておく。</p>	種 別	職 位	電気主任技術者	次長、課長	ボイラー・タービン主任技術者	次長、課長	<p>・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正（2020年4月1日施行）検査制度の見直し等に伴う変更</p>
種 別	職 位													
電気主任技術者	次長、課長													
ボイラー・タービン主任技術者	次長、課長													
種 別	職 位													
電気主任技術者	次長、課長													
ボイラー・タービン主任技術者	次長、課長													

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 4 章 電気工作物の工事及び維持</p> <p>(工事に係わる届出等の確認)</p> <p>第14条 電気工作物の工事にあたり、工事計画の策定時点で、電気事業法に基づく工事計画の届出等に該当するか否かを定められた手順に基づき確認する。</p> <p>2 工事計画届出等が必要な場合は、電気事業法の規定に基づいて届出等が実施されたことを定められた手順に基づき確認する。</p> <p>(工事に係わる検査、巡視及び点検)</p> <p>第15条 電気工作物の工事中又は工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準」(以下「技術基準」という。)に適合していること並びに保安上支障のないことを確認するために、原子炉等規制法第43条の3の24に基づく玄海原子力発電所原子炉施設保安規定及び川内原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)の<u>保守管理計画</u>の定めるところにより、必要に応じて検査、巡視及び点検を行う。</p> <p>なお、保全計画の策定については、第16条による。</p> <p>(維持に係わる巡視、点検、検査及び補修等)</p> <p>第16条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため、保安規定の<u>保守管理計画</u>の定めるところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(1) 電気工作物が、常に技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ、別表第2に示す巡視を行うとともに、原子炉毎の保全計画を策定し、これに従い点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生の恐れのある場合並びに事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)</p> <p>第17条 第15条並びに第16条の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は電気工作物の健全な運転継続等に支障となる事項等保安上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに引き続き恒久的な対策を検討、実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 電気工作物の工事及び維持</p> <p>(工事に係わる届出等の確認)</p> <p>第14条 電気工作物の工事にあたり、工事計画の策定時点で、電気事業法に基づく工事計画の届出等に該当するか否かを定められた手順に基づき確認する。</p> <p>2 工事計画届出等が必要な場合は、電気事業法の規定に基づいて届出等が実施されたことを定められた手順に基づき確認する。</p> <p>(工事に係わる検査、巡視及び点検)</p> <p>第15条 電気工作物の工事中又は工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準」(以下「技術基準」という。)に適合していること並びに保安上支障のないことを確認するために、原子炉等規制法第43条の3の24に基づく玄海原子力発電所原子炉施設保安規定及び川内原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)の<u>定め</u>るところにより、必要に応じて検査、巡視及び点検を行う。</p> <p>なお、保全計画の策定については、第16条による。</p> <p>(維持に係わる巡視、点検、検査及び補修等)</p> <p>第16条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため、保安規定の<u>定め</u>るところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(1) 電気工作物が、常に技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備実態等に応じ、別表第2に示す巡視を行うとともに、原子炉毎の保全計画を策定し、これに従い点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生の恐れのある場合並びに事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置)</p> <p>第17条 第15条並びに第16条の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は電気工作物の健全な運転継続等に支障となる事項等保安上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに引き続き恒久的な対策を検討、実施する。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 5 章 電気工作物の運転、操作</p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第18条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたり、管理職は機器の性能及び取扱方法を熟知した者に運転、操作を実施させるか、若しくは運転、操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転、操作にあたっては、必要に応じ予め手順を定めるほか、操作の都度安全を確認するなど、適切な方法、手順により確実に行う。</p> <p>(3) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>(事故及び異常時の措置)</p> <p>第19条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。</p> <p>(1) 応急の処置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第20条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めによる。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保安)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合その他発電所がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合は、保安規定の<u>保守管理計画</u>の定めるところにより、特別な保安計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 電気工作物の運転、操作</p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第18条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作にあたり、管理職は機器の性能及び取扱方法を熟知した者に運転、操作を実施させるか、若しくは運転、操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転、操作にあたっては、必要に応じ予め手順を定めるほか、操作の都度安全を確認するなど、適切な方法、手順により確実に行う。</p> <p>(3) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>(事故及び異常時の措置)</p> <p>第19条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。</p> <p>(1) 応急の処置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置)</p> <p>第20条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めによる。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保安)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合その他発電所がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合は、保安規定の<u>点検</u>の定めるところにより、特別な保安計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 休止により、相当期間停止する場合であって、設備の休止部分と運転部分とが混在する場合、両者を明確に区分し、連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては、点検を行うほか、必要に応じ試験運転を行い、保安確保に万全を期する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 6 章 発電用電気工作物の保安の改善等</p> <p>(保安に必要な文書とその位置付け)</p> <p>第22条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な文書については、規定文書に係わる定めにより、制定するとともに、定期的に評価を行い、必要に応じて改正、廃止するなど、常に適切な状態として維持、管理する。</p> <p>2 保安に必要な文書については、<u>この規程に基づき</u>別表第3に定める社内規定及びこれに基づき業務の実施基準や手順等を定める規定文書とする。</p> <p>(保安の計画及び実施)</p> <p>第23条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、第2章の保安管理体制の下、第6条第3項による方針・目標を踏まえ、計画を策定し、その計画に従い実施する。</p> <p>なお、計画策定にあたっては、必要な人的及び物的資源の確保に努める。</p> <p>(保安の評価)</p> <p>第24条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、計画どおり実施されているか、実施箇所の管理職、内部監査などにより評価を行う。</p> <p>(保安の改善)</p> <p>第25条 第24条の評価の結果、改善が必要な場合は、定められた手順により、是正処置を適切に実施する。</p> <p>また、その重要度に応じて、情報を公開する。</p> <p>2 改善が必要と評価される状態が発生する恐れが認められた場合、定められた手順により、その原因を除去する予防処置を適切に実施する。</p> <p>3 予防処置にあたっては、他部門や他社、他産業などから得られた保安に関する知見について、必要に応じて、適切に反映する。</p> <p>(外部調達の管理)</p> <p>第26条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用にあたり、外部から物品又は役務を調達する場合は、仕様書等で要求事項を明確にするとともに、検査又は記録の確認等により要求事項を満足しているかを検証するなど、定められた手順により、適切に管理する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 発電用電気工作物の保安の改善等</p> <p>(保安に必要な文書とその位置付け)</p> <p>第22条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な文書については、規定文書に係わる定めにより、制定するとともに、定期的に評価を行い、必要に応じて改正、廃止するなど、常に適切な状態として維持、管理する。</p> <p>2 保安に必要な文書については、<u>別表第3</u>に定める社内規定及びこれに基づき業務の実施基準や手順等を定める規定文書とする。</p> <p>(保安の計画及び実施)</p> <p>第23条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、第2章の保安管理体制の下、第6条第3項による方針・目標を踏まえ、計画を策定し、その計画に従い実施する。</p> <p>なお、計画策定にあたっては、必要な人的及び物的資源の確保に努める。</p> <p>(保安の評価)</p> <p>第24条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、計画どおり実施されているか、実施箇所の管理職、内部監査などにより評価を行う。</p> <p>(保安の改善)</p> <p>第25条 第24条の評価の結果、改善が必要な場合は、定められた手順により、是正処置を適切に実施する。</p> <p>また、その重要度に応じて、情報を公開する。</p> <p>2 改善が必要と評価される状態が発生する恐れが認められた場合、定められた手順により、その原因を除去する予防処置を適切に実施する。</p> <p>3 予防処置にあたっては、他部門や他社、他産業などから得られた保安に関する知見について、必要に応じて、適切に反映する。</p> <p>(外部調達の管理)</p> <p>第26条 発電用の電気工作物の工事、維持及び運用にあたり、外部から物品又は役務を調達する場合は、仕様書等で要求事項を明確にするとともに、検査又は記録の確認等により要求事項を満足しているかを検証するなど、定められた手順により、適切に管理する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>その2 原子力発電所</p> <p>原子力発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 (調達先の評価・選定等) 防災課 (原子力防災、初期消火活動のための体制の整備等、3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備) 防護管理課 (出入管理) 技術第一課 (1号炉、2号炉の次に関する事項 発電所に関する技術関係事項の総括、原子燃料管理) 安全管理第一課 (1号炉、2号炉の次に関する事項 放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理) 発電第一課 (1号炉、2号炉の次に関する事項 原子力発電設備の運転) 保修第一課 (1号炉、2号炉の次に関する事項 原子力発電設備(土木、建築設備を除く)の保修、原子燃料取扱) 技術第二課 (3号炉、4号炉の次に関する事項 発電所に関する技術関係事項の総括、原子燃料管理) 安全管理第二課 (3号炉、4号炉の次に関する事項 放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理) 発電第二課 (3号炉、4号炉の次に関する事項 原子力発電設備の運転) 保修第二課 (3号炉、4号炉の次に関する事項 原子力発電設備(土木、建築設備を除く)の保修、原子燃料取扱) 土木建築課 (土木、建築設備の保修) 原子力訓練センター (教育・訓練の計画、実施) 安全品質保証第一統括室 (1号炉、2号炉の次に関する事項 発電所に関する保安、品質保証活動の統括) 安全品質保証第二統括室 (3号炉、4号炉の次に関する事項 発電所に関する保安、品質保証活動の統括) <p>玄海原子力発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任技術者 電気ボイラー・タービン <p>川内原子力発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任技術者 電気ボイラー・タービン 	<p>その2 原子力発電所</p> <p>原子力発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 (調達先の評価・選定等) 防災課 (原子力防災、初期消火活動のための体制の整備等、1号炉及び2号炉に係る汚染源隔離・火災等の体制の整備、3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備) 防護管理課 (出入管理) 廃止措置運営課 (1号炉、2号炉の次に関する事項 燃料管理、燃焼管理に関する廃止措置計画に基づく工事、廃止措置計画に基づく管理全般) 廃止措置安全課 (1号炉、2号炉の次に関する事項 放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理、それらに関する廃止措置計画に基づく工事) プラント管理課 (1号炉、2号炉の次に関する事項 発電所設備の運転管理) 設備管理課 (1号炉、2号炉の次に関する事項 発電所設備(土木建築設備を除く)の保修、燃料の取扱い、発電所設備(土木建築設備を除く)の廃止措置計画に基づく工事) 技術第二課 (3号炉、4号炉の次に関する事項 発電所に関する技術関係事項の総括、燃料管理) 安全管理第二課 (3号炉、4号炉の次に関する事項 放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理) 発電第二課 (3号炉、4号炉の次に関する事項 原子力発電設備の運転管理) 保修第二課 (3号炉、4号炉の次に関する事項 発電所設備(土木建築設備を除く)の保修、燃料の取扱い、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事) 土木建築課 (土木、建築設備の保修) 原子力訓練センター (保安教育等の統括) 安全品質保証統括室 (発電所における保安、品質保証活動の統括) <p>玄海原子力発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任技術者 電気ボイラー・タービン <p>川内原子力発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任技術者 電気ボイラー・タービン 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄海1，2号機廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更 ・玄海原子力発電所 安全品質保証統括室設置に伴う変更 ・記載の適正化

添付書類

添付書類 1 : 変更理由

変 更 理 由

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正（2020年4月1日施行）、当社組織改正及び記載の適正化に伴い関連する記載の変更を行ったため、保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更した。

以 上